

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。弊社は、景品表示法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（平成29年6月23日）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、平成28年12月7日から同月9日までの間に配布された日刊新聞紙の折込チラシにおいて、「アンビトリー・ベビーギフトセット」など計16商品について、原産国が中華人民共和国であるもの、例えば英国の国旗及び国名など、その商品の原産国以外の国の国旗及び国名を表示しておりました。これらの表示は、当該16商品の原産国が中華人民共和国であることを一般消費者が判別することが困難なものであつて、景品表示法に違反するものでした。

お客様ならびに関係各位にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の措置命令を真摯に受け止め、今後、このようなことのないよう全力で取り組んでまいります。皆さまには今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成29年7月28日 株式会社ボーネルンド

代表取締役社長 中西弘子